

関係者各位

東蟹屋陸橋補修工事に伴う交通規制のお知らせ

皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

この度、下記施工業者にて、東区東蟹屋町の交差点に架かる東蟹屋陸橋（横断歩道橋）の補修工事を施工いたします。

つきましては、夜間施工にて車線減少による交通規制を行い、陸橋に足場を設置致します。

また、足場設置期間中は、高さ制限による交通規制（車高3.8mを超える車両通行は通行不可）を行います。

交通規制（車線減少規制・高さ制限）により、当該交差点付近を通行される皆様には、交通規制や工事の騒音等でご迷惑をおかけしますが、工事の安全確保並びに早期完成に最善の努力をいたしますので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

記

1. 工 事 名： 東蟹屋陸橋補修工事（8－1）

2. 工事場所： 広島市東区東蟹屋町（裏面位置図参照）

3. 工事期間： 令和8年9月10日～令和9年1月22日（予定）

・夜間工事による交通規制（車線減少規制）※23：00～翌朝5：00まで

足場設置時：令和8年9月10日～令和8年9月30日（予定）

足場撤去時：令和9年1月18日～令和9年1月22日（予定）

・昼間工事による交通規制（車線減少規制）※9：00～16：00まで

補修作業時：令和8年10月5日～令和8年11月20日（予定）

・高さ制限による交通規制の期間

令和8年9月10日～令和9年1月22日（予定）

※上記期間の間、車高が3.8mを超える車両の通行は出来ません。

5. お問い合わせ先

・発注者 広島市東区役所建設部維持管理課

（担当者）阿部 英樹

（電 話）082-568-7747（直通）

・施工業者 日道メンテナンス株式会社

（住 所）広島市南区丹那町3番20号

（担当者）野副 英樹

（電 話）082-254-6066

工 事 名：東蟹屋陸橋補修工事（８－１）

工 事 場 所：東区東蟹屋町

施工箇所位置図



